国際貨物ターミナル SIACT 保税蔵置場 輸出入航空貨物サービス利用約款

2023年4月1日施行 2024年12月28日改訂

北海道エアポート株式会社

(適用)

- 第1条 この約款(以下「本約款」という)は、北海道エアポート株式会社(以下「当社」という)が運営・管理する国際貨物ターミナル SIACT における輸出貨物、輸入貨物及び内国貨物等(以下総称して「貨物」という)の搬入、保管、搬出その他貨物の取扱いに必要な業務及びこれらに付帯する業務等で、当社が別に定める「輸出航空貨物の保税蔵置場料率表」、「輸入航空貨物の保税蔵置場保管料率表」、「輸入航空貨物の保税蔵置場貨物取扱料金表」及び「内国貨物等取扱料金表」に基づき荷送人、荷受人又は取扱業者(以下総称して「利用者」という)の依頼を受けて実施する業務及び施設利用(以下「本業務」という)に適用されるものとする。但し、利用者と当社との間で別途契約を締結した場合は、当該契約が本約款に優先して適用されるものとする。
 - 2 関税法及び本約款に定めのない事項については、その他の法令、国際航空運送協会 (IATA) の規定等によるものとする。

(荷送人又は荷受人と取扱業者)

- 第2条 荷送人とは、航空運送状(混載貨物については混載運送状)の荷送人欄に記載され た者をいう。
 - 2 荷受人とは、航空運送状(混載貨物については混載運送状)の荷受人欄に記載された 者をいう。
 - 3 取扱業者とは、荷送人又は荷受人から委託を受けた航空貨物代理店、混載貨物代理店 及び通関業者をいう。
 - 4 荷送人又は荷受人から当社に対して書面により指示がなされた場合を除き、本業務に関する取扱業者の行為は荷送人又は荷受人のために行ったものとみなす。
 - 5 荷送人又は荷受人の当社に対する指示と取扱業者の当社に対する指示が矛盾・抵触 しているときには、荷送人又は荷受人の当社に対する指示が優先するものとする。

(約款の公示及び利用者の同意)

第3条 当社は、本約款を当社のホームページ上で公開するとともに当社事務所に備え置くことにより利用者が閲覧可能な状態とし、利用者は、本約款に同意したものとみなす。

(業務の再委託)

第4条 当社は、本約款及び法令に別段定めのある場合を除き、利用者の依頼に基づき、本業務を当社の社員をして遂行するものとする。但し、当社は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

(法令等の遵守)

第5条 当社は、本業務を実施するにあたり、関税法その他の法令等で定められた適切な処理を行うものとし、利用者がこれらの定めに矛盾・抵触する依頼をした場合は、これを 拒否することができる。

(保税上屋への立入)

- 第6条 保税上屋へ立入る利用者は、当社が交付する立入承認証を所持している者とし、事前に立入の目的を明示するものとする。
 - 2 保税上屋へ立入る利用者は、明示した立入の目的以外の一切の行為をしてはならない。
 - 3 利用者は、当社の事前の許可なくして保税上屋へ立入ったことにより、司法当局又は 行政当局の処分を受けた場合であっても、当社に対して一切の異議を申し立てること はできず、また、損害の賠償を請求することはできない。

(秘密保持)

- 第7条 当社は、本業務に関連して知った利用者の貨物に関する情報(以下「秘密情報」という)の秘密を保持し、利用者の承諾を得ることなく第三者に開示、提供又は漏洩せず、かつ、本業務を実施する目的以外の目的で利用しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。
 - ① 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責任によらず に公知となったもの
 - ② 開示の時点で既に相手方当事者が保有しているもの
 - ③ 正当な権利を有する第三者から適法に入手したもの
 - ④ 開示された情報によらずに、独自に開発したもの
 - ⑤ 司法当局又は行政当局等により開示を求められるもの
 - 2 前項の定めにかかわらず、当社が本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合 には、当社は、当該第三者に対して、本業務を履行するために必要な限度で、利用者 から受領した秘密情報を提供することができる。

(文書による意思表示)

第8条 当社は、利用者に対し、当社に対する意思表示を書面によって行うことを求めることができる。当社が書面によることを求めた場合には、意思表示にかかわる書面が当社に到達したときに、当該意思表示がなされたものとする。

第2章 輸出貨物の受託及び搬出入

(受託の条件)

- 第9条 当社は、取扱業者による保税上屋への貨物の搬入時において、次の各号のいずれ かに該当する事由がある場合には、本業務の受託を拒否することができる。
 - ① 取扱業者を特定できないとき
 - ② 搬入伝票又は保税運送承認書などの必要書類(以下「搬入伝票等」という)が提出されないとき
 - ③ 当該貨物が搬入伝票等の記載内容と異なる貨物であるとき
 - ④ 当該貨物が航空機に搭載できない危険物、変質若しくは損傷しやすい貨物、荷造りが不完全な貨物で保管に適しないと当社が判断したとき
 - ⑤ 当該貨物の保管に適する設備がないとき
 - ⑥ 当該貨物の保管に関し特別な負担を求められたとき
 - (7) 当該貨物の保管が法令又は公序良俗に反するとき
 - ⑧ 天災その他やむを得ない事由があるとき

(搬入伝票)

- 第10条 取扱業者は、貨物を当社に搬入するに際し、次に掲げる事項を記載した搬入伝票 を、当社に提出しなければならない。
 - ① 搬入先名
 - ② 取扱業者の名称及び担当者の氏名
 - ③ 搬入年月日
 - ④ 航空運送状番号(混載貨物の場合は混載運送状番号)
 - ⑤ 個数
 - 6 重量
 - ⑦ 仕向地
 - (8) 品名
 - 9 搭載予定便名
 - ⑩ 特殊な取扱いを要する貨物についてはその旨
 - ① その他当社の指定する事項
 - 2 取扱業者は、当社に提出した搬入伝票に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに、 変更後の搬入伝票を当社に提出するものとする。

(貨物の搬入)

第11条 当社は、保税上屋への貨物の搬入は、搬入伝票等と貨物を照合の上実施する。破損の有無及び程度並びに荷造りの完全性を確認し、搬入伝票等にて取扱業者と受け渡

しを行う。なお、当該貨物の外見が良好でない場合には、当社は、搬入伝票等に当該貨物の外見に関する情報を記入することがある。

- 2 当社は、貨物の荷造りが十分でないときは、利用者に対して必要な荷造りをするよう 指示することができる。
- 3 当社が搬入伝票等に署名したときに、貨物の搬入が完了したこととする。

(貨物の搬出及び引渡し)

- 第12条 取扱業者は、当社に対して輸出許可通知書若しくは積戻許可通知書、航空運送 状を提出することにより、当社に対して、保管中の貨物を航空会社等へ引渡すために 搬出することを指示することができる。
 - 2 前項の定めにかかわらず、当社が航空会社からの受託により ULD 積付作業を行う 貨物については、航空会社からの指示に従って ULD 積付作業に着手するものとし、 ULD 検数票(タリーシート)と貨物との照合・確認をもって、貨物の引渡しが完了 したものとする。
 - 3 保税運送貨物については、航空会社等が搬入先上屋に対する搬入伝票(ローカルデ リバリーレシート)に署名することにより、当社による航空会社等への貨物の引渡し が完了したものとする。

第3章 輸入貨物の受託及び搬出入

(受託の条件)

- 第13条 当社は、航空会社及び取扱業者による保税上屋への貨物の搬入時において、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本業務の受託を拒否することができる。
 - ① 利用者を特定できないとき
 - ② マニフェスト(運送目録)又は保税運送目録などの必要書類(以下「マニフェスト等」という)が提出されないとき
 - ③ 当該貨物がマニフェスト等の記載内容と異なる貨物であるとき
 - ④ 当該貨物が危険物、変質若しくは損傷しやすい貨物、荷造りが不完全な貨物で保管に適しないと当社が判断したとき
 - ⑤ 当該貨物の保管に適する設備がないとき
 - ⑥ 当該貨物の保管に関し特別な負担を求められたとき
 - (7) 当該貨物の保管が法令又は公序良俗に反するとき
 - ⑧ 天災その他やむを得ない事由があるとき

(貨物の搬入)

- 第14条 当社は、保税上屋への貨物の搬入は、マニフェスト等と貨物を照合の上実施する。破損の有無及び程度並びに荷造りの安全性を確認し、事故のおそれのある貨物を発見した場合には、マニフェスト等にその旨を記載のうえ、航空会社へ報告する。
 - 2 前項の照合において、事故のおそれのある貨物を発見したときは、税関の指示により措置することとする。

(混載仕分作業)

- 第15条 当社は、保税上屋へ搬入される輸入混載貨物(以下「混載貨物」という)の照合、 点検作業(以下「混載仕分作業」という)を実施する。
 - 2 混載仕分作業が不要である場合にはあらかじめ当社に通知するものとし、当社は指示をされた場合を除き、すべての混載貨物に対して混載仕分作業を実施する。
 - 3 利用者は搬入予定の混載貨物に係わるハウス・マニフェストを当該混載貨物搭載航空機の到着前に貨物の特殊保管等の作業指示、その他必要事項等を含め当社が求める方法にて通知する。但し、航空機到着前に通知が困難な場合は、到着後速やかに通知するものとする。
 - 4 当社は、混載貨物の取り卸し作業を行い、ハウス・マニフェストと取卸された貨物の AWB 番号、個数、特殊保管の要否等の混載仕分作業を実施し、AWB 単位に貨物を仕分けする。また、混載仕分作業中、貨物に異常を発見した場合はハウス・マニフェストの当該貨物欄にその旨を記録する。
 - 5 事前の指示がなく、貨物の外装状況から特殊保管の必要があると思われる場合は、 当社が適切と考える取り扱いを行うものとする。ただし利用者から当該貨物の取り扱いについて問い合わせ等があった場合においては、当社は速やかに適切な対応を行う ものとする。
 - 6 当社は、利用者から依頼があった場合には、チェック済みハウス・マニフェストを 利用者に引き渡す。

(貨物の搬出及び引渡し)

- 第16条 利用者は、当社に対して輸入許可書若しくは承認書及び引渡指示書(デリバリーオーダー)を提出することにより、保管中の貨物を搬出することができる。
 - 2 貨物の引渡しは、利用者が貨物受取書(デリバリーレシート)等に署名することに より引渡しが完了したものとする。

第4章 貨物の保管

(保管の方法)

- 第17条 当社は、貨物を搬入時の荷姿のままの状態で、当社が定める方法により保管するものとする。
 - 2 前項の定めにかかわらず、貨物につき税関検査、内容点検、改装、仕分けその他の 手入れ又は一時持ち出し(以下総称して「税関検査等」という)を行った場合には、 税関検査等を行った荷姿のまま保管するものとする。

(長期蔵置貨物の取扱)

第18条 保税上屋へ貨物を搬入した日より10日を超えて保管する場合、搬入されてから掛かった所定の保管料、取扱手数料、その他費用の一部あるいはすべてを請求することができる。

(税関検査)

- 第19条 利用者は、税関検査を受けるために貨物を検査場へ移動するとき、又は保税上屋から一時的に貨物を持ち出すときには、事前に検査指定票を当社に提出し、確認を受けなければならない。
 - 2 税関検査終了後の検査場における確認、及び保税上屋への再搬入時の授受は、当社 が当該貨物と前項に基づき提出された検査指定票に記載された貨物の内容を照合する ことによって同一性を確認するものとする。

(利用者による作業)

- 第20条 利用者は、第6条に定める当社の許可を得た上で保税上屋に立入り、保管貨物 に対して必要な作業を当社保税業務担当者立会いの下で行うことができる。
 - 2 利用者は、税関長への届け出又は税関長の許可を受けた上で、当該届出又は許可を 受けたことを証する書面を当社に提出し、当社が承諾した場合に限り、関税法第40 条に定める貨物の内容の点検、改装、仕分け、その他の手入れ等をすることができ る。
 - 3 前項に定める貨物の手入れ等の終了後、当社は、当該貨物と前項に基づき提出された書面に記載された貨物の内容を照合することによって同一性を確認するものとする。

(保管不適貨物の処置)

- 第21条 当社は、次のいずれかに該当するときは、利用者に対して、適切な処置(保税上屋からの引取り等)をするように催告することができる。この場合、利用者は、自己の費用と負担で、遅滞なく、当社の催告に応じなければならない。
 - ① 荷崩れを起こしたとき、異臭がするとき、その他貨物が保管に適しなくなったと き

- ② 貨物を保管することが、当社が特別な負担を負うこととなるとき
- ③ 貨物を保管することが、法令又は公序良俗に反することとなるとき
- ④ 貨物が当社施設又は他の貨物に損害を与えるおそれがあるとき
- ⑤ 天災その他やむを得ない事由があるとき
- 2 利用者が当社の催告に応じない場合、又は催告することができないやむを得ない事由がある場合には、当社は、利用者の費用負担において、必要な処置をとることができる。催告することなく当該処置をした場合には、当社は、当該処置後すみやかに利用者にその旨を通知する。

(貨物の検査・点検)

第22条 当社が必要と認めたときは、利用者の承諾の有無にかかわらず、関係諸機関の 許可を得て、保管している貨物の全部又は一部について、その内容を検査又は点検す ることができる。

(引取りがされない貨物の処分)

第23条 利用者が貨物の引取りを拒否した場合、若しくは貨物を引取ることができない場合、又は当社に帰責事由なくして利用者と連絡が取れない場合、当社は、貨物を搬入した航空会社と協議するとともに、税関の許可、承認を得た上で、利用者の費用負担で当該貨物を出発地へ返送、又は利用者の費用負担で売却、焼却等の処分をすることができる。

第5章 内国貨物等の取り扱い

(取り扱い対象貨物)

- 第24条 利用者が国際貨物ターミナル SIACT 内(「以下「当社敷地内」という」)で取り扱うことができる内国貨物等は、次に揚げる貨物とする。
 - ① 当保税蔵置場で輸出許可を受けようとする内国貨物
 - ② 当保税蔵置場で積戻し許可を受けようとする外国貨物
 - 2 前項以外の貨物を取り扱う場合は事前連絡制とし、当社の定める手続きによって、事前に当社の許可を得なくてはならない。

(取り扱いの条件)

- 第25条 利用者による当社敷地内での内国貨物等の取り扱いについては、利用者の責任 において行うものとする。
 - 2 利用者は、当社敷地内を広範囲に使用する場合や特殊な貨物又は特別な作業が必要 な場合は事前に当社の許可を得なくてはならない。

3 当社は、航空機等に搭載できない危険物、変質若しくは損傷しやすい貨物、荷造りが 不完全な貨物等の理由により当社敷地内での取り扱いに適さないと判断したとき、利 用者に対しこれを拒否することができる。

(当社への作業依頼)

- 第26条 利用者が内国貨物等の取り扱いを当社へ依頼し、当社がこれを受託する場合は、 当社は利用者による指示および立会いの下で作業を行うものとする。
 - 2 利用者は、当社へ依頼した作業内容を当社が指定する書類に記載するものとする。

(爆発物検査器の使用)

第27条 取扱業者は、当社設置の爆発物検査器を使用の際は、当社が指定する書類に使用 回数を記載するものとする。

(内国貨物の引取り)

第28条 利用者は当社に対して、貨物重量の申告および当社が指定する書類を提出する ことにより、貨物を引取ることができる。

第6章 損害賠償

(責任の期間)

- 第29条 当社が受託した貨物に関する責任は、第24条に定める当社施設利用の開始から終了まで、及び、第26条に定める当社が依頼を受けた作業の開始から終了まで、並びに、貨物と搬入伝票等又はマニフェスト等との照合及び破損の有無等の確認を実施し、貨物の搬入が完了した時から、利用者又は航空会社に貨物を引渡した時(利用者からの依頼により、引渡し後にトラックへ貨物を積込む場合は積込みを完了した時)若しくは前条に定める処分を完了した時までとする。
 - 2 第12条第3項、第16条第2項又は第28条に定める貨物の引渡し後、若しくは当社が航空会社からの受託により ULD 積付作業を行う貨物については航空会社への ULD 引渡し後は、当該貨物又は ULD が当社敷地(国際貨物ターミナル SIACT)内に 存在する場合であっても、当社はその責任を負わない。

(賠償責任)

第30条 当社は、本業務に際して、当社の責に帰すべき事由により、貨物を滅失、毀損、濡損又は紛失(以下総称して「滅失等」という)した場合には、利用者が、当社の故意又は過失により利用者の貨物の滅失等が生じたことを立証した場合に限り、こ

れを直接の原因として通常生ずべき損害を、利用者に対して賠償するものとする。

但し、滅失等に基づく当社の利用者に対する損害賠償の額は、滅失等のために利用者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを賠償額から控除し、かつ、貨物1キログラムについて26SDR(損害発生時のレートによる)を上限とする。

2 前項に定める利用者の損害の発生が、利用者の故意又は過失に起因するものであった場合には、当社は、過失相殺後の損害額について賠償することができるものとする。

(損害額の算定)

- 第31条 損害額の算定時の貨物の価格は、輸出又は輸入(積戻しを含む)のために税関 長に提出した申告書に記載された価格とし、当該申告書を提出していない場合には、 インボイス等に記載された価格とする。
 - 2 貨物の一部が滅失等した場合で、当該滅失等による損害額を前項に定める申告書又はインボイス等により算定することが困難な場合には、重量に基づいて按分する方法により算定するものとする。

(貨物に対する権利の取得)

第32条 当社が貨物の価格の全額に相当する金額を賠償したときは、当社は当該貨物に 関する一切の権利を取得する。

(免責事項)

- 第33条 当社は、次の事由により生じた損害(貨物の滅失等又は延着による損害等)については、賠償の責任を負わないものとする。
 - ① 貨物の荷造りの不完全又は貨物の性質若しくは欠陥
 - ② 第17条に基づく保管貨物の税関検査等(但し、当社保税業務担当者による貨物 移動時を除く)
 - ③ 地震、津波、洪水、暴風雨、戦争、事変、暴動、労働争議、徴発、防疫その他抗 拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為
 - ④ 当社が法令、官公署の規則、命令又は指示(以下総称して「法令等」という)に 従ったこと
 - ⑤ 利用者が法令等に違反したこと
 - ⑥ 貨物の荷印、荷番号、搬入伝票等、マニフェスト等の書類の内容の誤り、誤謬、 不正確又は不備
 - 2 貨物が利用者又は航空会社へ引き渡されたときの貨物の荷姿に、損傷、荷崩れその 他の不備がない場合には、当社は、当該貨物の内容の品質、状態、数量等が、航空運

送状(混載貨物については混載運送状)又はインボイス等の書類に記載されたものと異なっていたとしても、当該相違について何らの責任を負わないものとする。

(責任の特別消滅事由)

- 第34条 貨物の引渡しの際に、利用者又は航空会社が貨物の滅失等について留保せずに 貨物を受け取った場合は、当該貨物の滅失等に対する当社の責任は消滅するものとす る。
 - 2 前項に定める貨物の滅失等に関する留保は、搬入先上屋に対する搬入伝票(ローカルデリバリーレシート)又は貨物受取書(デリバリーレシート)に滅失等の内容を記載することによって行うものとする。

(損害賠償の請求期限)

- 第35条 貨物の滅失等に関する利用者による損害賠償請求は、以下の各号に掲げる期間内に、当該貨物を特定するための必要な事項、滅失等の具体的な内容、損害賠償請求金額を記載した書面を、当該滅失等に関する資料を添付した上で当社に提出して行わなければならず、当社は、当該期間を経過した請求に係る滅失等について責任を負わないこととする。
 - ① 貨物の毀損若しくは濡損又は一部滅失若しくは一部紛失があった場合、貨物を航空会社等へ引渡した日又は利用者に引渡した日から14日以内
 - ② 貨物の滅失又は紛失があった場合、航空会社等への引渡しをなすべき日、利用者により引取りがなされるべき日又は当社が利用者に対して貨物の滅失若しくは紛失を通知した日のうち、いずれか早く到来する日から90日以内
 - 2 当社の貨物に関する責任は、当社が貨物を航空会社等へ引渡した日又は利用者が当該貨物を引取った日より1年を経過したときは時効によって消滅する。但し、貨物の全部滅失又は全部紛失の場合には、航空会社等への引渡しをなすべき日、利用者により引取りがなされるべき日又は当社が利用者に対して貨物の滅失若しくは紛失を通知した日のうち、いずれか早く到来した日から1年を経過したときに消滅するものとする。

(利用者の賠償責任)

- 第36条 利用者の行為又は利用者から保管を引き受けた貨物の性質又は欠陥等によって 当社が直接又は間接に損害を被った場合には、不可抗力の場合を除き、利用者は、これによって当社が被った一切の損害(特別損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、逸失利益的損害等)を賠償するものとする。
 - 2 利用者が、前項に定める損害賠償の請求に応じないときには、当社は、関係諸機関の許可を得て当該貨物を処分し、その代金を損害賠償に充当することができ、損害賠

償への充当に不足するときは当該貨物の利用者に対して不足分に相当する額の支払い を請求できるものとする。

第7章 料金及び費用

(料金及び費用の支払)

- 第37条 利用者は、当社が別に定める「輸出航空貨物の保税蔵置場料率表」、「輸入航空貨物の保税蔵置場保管料率表」、「輸入航空貨物の保税蔵置場貨物取扱料金表」及び「内国貨物等取扱料金表」に基づき算出した金額及び本業務に関連して当社に発生した費用を、当社が定めるときまでに当社の指定する方法にて支払うものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。ただし、荷受人本人が通関を行う場合は、別途合意のある場合を除き、第16条第1項に定める貨物の搬出前に現金又はクレジットカード等の当社が取り扱う方法にて支払うものとする。
 - 2 前項に基づき料金及び費用を算出する際に基準となる貨物の重量は、搬入伝票、内国 貨物引取書等又は引渡指示書(デリバリーオーダー)に記載された重量とし、貨物が2 個以上の場合の1個当たりの重量は、貨物の総重量を貨物の個数で除して算出された 重量とする。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、取扱業者に、次の各号のいれずかに該当する事由が発生 し、当社が料金の支払を受けられないときは、荷送人又は荷受人が直接当社に対して本 業務の料金を支払うものとする。
 - ① 第三者から仮差押、差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立てを受け、若しくは滞納処分を受けたとき
 - ② 破産手続開始、会社更生法手続開始、民事再生手続開始、特別精算開始若しくはこれらに類似するその他の手続きの開始の申立てをなし、又は受けたとき
 - ③ 公租公課につき、滞納処分又は差押をうけたとき
 - ④ 取扱業者の営業継続が困難であると判断する特段の事情が認められる相当な事由があるとき
 - ⑤ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき
 - 4 当社は、受領した料金の割戻しをしない。

(遅延損害金)

第38条 利用者は、当社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの期間に対し年14.6%の遅延損害金を支払わなければならない。

(料金請求権)

- 第39条 当社は、貨物の全部又は一部が、天災その他やむを得ない事由又は当社の責に 帰すべき事由により滅失等した場合は、当該貨物に関する本業務の料金及び費用のう ち、滅失した貨物に相当する部分について請求しないものとする。
 - 2 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は利用者の責に帰すべき事由により滅失等したときは、当該貨物に関する本業務の料金及び費用の全部を請求することができる。

(料金不払い貨物)

- 第40条 当社は、利用者が料金及び費用の支払いを遅滞しているときは、当該利用者に対する貨物の引渡しを拒否することができる。この場合、当社は、貨物の引渡しを拒否したことにより利用者に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
 - 2 当社が期限を定めて催告したにもかかわらず、利用者が料金又は費用を支払わないときは、当社は、利用者に対して書面により通知をすることにより、当該貨物を当社の指定する第三者に売却し、第三者から受領した売買代金を、当該催告に係る料金又は費用に充当し、不足があるときは利用者に対し不足額の支払を請求し、余剰があるときは残額を利用者に支払うものとする。

第8章 その他

(反社会的勢力排除)

- 第41条 利用者は、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、それらの役員および重要な従業員その他これらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと、並びに、これらの者が過去において暴力団員等でなかったこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを、現在および将来にわたって表明し保証し、かつ、暴力団員等を利用しないものとする。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を暴力的な要求行為超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、または相手方当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為

(附則)

- 第1条 この「国際貨物ターミナル SIACT 保税蔵置場輸出入航空貨物サービス利用約款」は、2023年4月1日より適用する。
 - 2. 2024年10月1日改訂
 - 3. 2024年12月28日改訂